

議案第 6 5 号

瀬戸内市国民健康保険条例の一部を改正することについて

瀬戸内市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸内市国民健康保険条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 118 号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

瀬戸内市国民健康保険条例(平成16年瀬戸内市条例第118号)新旧対照表

現行	改正後
第6章 罰則 第10条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により<u>被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第6章 罰則 第10条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合 _____ _____においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。